

新公立病院改革プラン及び公的医療機関等 2025 プランについて

【新公立病院改革プラン】

1 基本的な考え方

- 公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保する。
- 公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにする。

2 策定期間

- 地域医療構想の策定状況を踏まえつつ平成 27 年度又は平成 28 年度中に策定

3 内容

- (1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
- (2) 経営の効率化
- (3) 再編・ネットワーク化
- (4) 経営形態の見直し

4 留意事項

- 新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- 新改革プラン策定後に、地域医療構想調整会議の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。
- 早期に改革を進める観点から、地域医療構想に先行して新改革プランを策定した場合でも、地域医療構想や地域医療構想調整会議の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

【公的医療機関等 2025 プラン】

1 基本的な考え方

- 公的医療機関等が地域において果たしている役割等に鑑み、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要である。

2 策定期間

- 救急医療や災害医療等の政策医療を主として担う医療機関：平成 29 年 9 月末までに策定
- その他の医療機関：平成 29 年 12 月末までに策定

3 内容

- (1) 基本情報
- (2) 現状と課題
- (3) 今後の方針（今後地域において担うべき役割等）
- (4) 具体的な計画

4 留意事項

- 各医療機関におけるプランの策定過程においても、地域の関係者からの意見を聴くなどにより、構想区域ごとの医療提供体制と統合的なプランの策定が求められる。
- 各医療機関は、プラン策定後、速やかにその内容を地域医療構想調整会議に提示し、地域の関係者からの意見を聴いた上で、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性をはかる必要がある。
- 地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には、策定したプランを見直すこととする。